

平成24年度 第1回豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会会議録

●日 時 平成24年10月26日(金) 午後1時30分～3時30分

●場 所 市役所 南庁舎5階 51会議室

●出席者 ・出席委員9名

今川 晃 (学識経験者 同志社大学教授) ※会長
田端 稔 (豊田商工会議所 副会頭) ※副会長
秋山 道子 (市民代表 公募委員)
宇野 幸伸 (あいち豊田農業協同組合 代表理事専務)
小幡 哲生 (社団法人豊田青年会議所 理事長)
澤田恵美子 (豊田市消費者グループ連絡会 会長)
服部 亮二 (豊田市ボランティア連絡協議会 監事)
古川 利孝 (豊田市区長会 理事)
渡邊 正美 (連合愛知豊田地域協議会 代表)

・事務局

畔柳 寿文 (総務部長)
塚本 誠 (総務部調整監)
中川 恵司 (総務部総務担当専門監)
杉山 基明 (議会事務局局長)
野口 啓一 (議会事務局係長)
広瀬 誠 (議会事務局係長)
古澤 彰朗 (人事課長)
吉澤 英俊 (人事課副主幹)
大久保英幸 (人事課係長)

● 傍聴人 0人

【議 事 録】

◎委嘱状の交付

◎市長あいさつ

◎正副会長選出—委員の互選により、会長に今川晃氏、副会長に田端稔氏を選出

◎会長あいさつ

◎市長より審議会会長へ諮問

◎市長あいさつ

- ・ 委員として審議いただくうえで、いろいろな思いがあると思うが、忌憚のない議論をしていただき、私としては市民の皆さんに対して説明責任をしっかりと果たしていきたい。
- ・ この審議会は隔年で開催しており、今年は正式な開催の年度となっている。何卒、よろしく願いしたい。

◎議事

1 会議の傍聴及び会議録の公開について

(会 長) 会議の傍聴及び会議録の公開について協議、決定をしたい。事務局より説明してもらいたい。

(事務局)

(説明要旨)

- ・ 開かれた市政を推進するために、市では「審議会等の設置及び運営に関する指針」を14年1月に制定している。
- ・ この指針では、審議会等の会議録は原則公開することになっており、審議会等の傍聴、会議録の公開に関する公開の方法等を細部において規定している。
- ・ 会議の公開の是非はこの審議会で決定することになっており、公開が決定されたときの傍聴人の人数は、会長が決定することとなっている。この会議の公開、非公開、また、公開する場合は傍聴人の人数を決定したい。
- ・ 会議録は豊田市情報公開条例に基づき公開する。公開にあたっては、発言者は単に委員と表示し、議事進行上の発言は会長または副会長と表記する。公開会議録は審議会で確認し、承認のうえとする。

(会 長) それでは、ここでみなさんの承認を頂きたい。ご承認いただける方は、挙手をお願いしたい。

—— 委員全員賛成の挙手 ——

(会 長) それでは、会議を公開することに決定する。また、傍聴人に対し、審議内容の外部公表に際しては、委員個人名を出すことを禁止したいと思うがいかがか。

—— 委員全員異議なし ——

(会 長) 次に傍聴人の人数について、会場の都合によって多少前後しますが、10名としたいが、いかがか。

—— 委員全員異議なし ——

—— 今回傍聴人なし ——

2 諮問の補足説明について

(会 長) それでは、審議を進めてゆくので、事務局は説明を。

(事務局)

(説明要旨)

- ・ 諮問について説明をさせていただく。まず、前回の審議会について。平成22年度に開催した審議会では、厳しい社会情勢であり、人事院勧告の取扱いを中心に議論をいただいた。特別職の給与については一般職の給与に歩調を合わせ、市長は3000円の引き下げ、市長以外の特別職は2000円の引き下げ。議長、副議長、議員の報酬については、議員活動に専念するためには一定所得保障が必要と判断し、同規模自治体と比較を行った上で据え置きをいただいた。議員の政務調査費についても現行の使途基準で、金額が適正であることから報酬同様据え置きとすることを答申している。
- ・ 次に人事院勧告について若干説明させていただく。国家公務員には労働基本権がない代わりに、適正な給与を確保する機能として人事院勧告という制度を用いている。
- ・ 当審議会は、2年に1度開催ということになっており、毎回開催年度及び前の年の2年間の人事院勧告の内容を参考としている。平成23年度の人事院勧告では、公務員の月例給与が民間給与を0.23パーセント上回っているため、この格差解消を図り、特に中高年齢層の給料表を引き下げている。また事務次官等の指定職については、一般職の高年齢層の引き下げ率と同様の0.5パーセント引き下げている。
- ・ 平成24年度の人事院勧告については、おおむね民間給与と均衡が図られているということとなっており、改定なしという勧告であった。
- ・ 市の財政状況については、本市の特徴として法人市民税が市の歳入においてウエイトが極めて高い。こういったことから、今般の円高などから市税収入の回復が未だ見られず、財政は厳しい状況が続いている。現在、平成25年度当初予算の作業は、歳出の削減で無駄を省くとい

うことに取り組んでいる。

- ・ 今回の審議会では、諮問事項ではないが、行政委員の報酬についてご意見を伺いたいと考えている。この行政委員の報酬は、例えば教育委員、農業委員などであるが、こういった非常勤の行政委員について、報酬の見直しの動きが全国で広がっている。この発端は、平成21年に滋賀県の行政委員の報酬について、地方自治法上、原則日額と規定されているものを、月額で支払われていたことに対する違法性を問われた裁判である。多くの地方自治体が月額報酬としているのが一般的であるが、昨年12月、最高裁まで争われ、月額支給について法律上議会の裁量権が認められており、ここでは適法という判決となった。
- ・ 本市においても、原則日額とする法の趣旨があるので、裁判の判決を含め、適正なあり方について事務局で検討している。より透明性を高めるため、諮問案件ではないが、行政委員の報酬についても委員の皆様のご意見をいただき、参考にしたいと考えている。今日は第1回であるので、この件についてはここまでとするが、2回目以降、資料等も提出しながらご意見をいただきたいと思います。
- ・ 色々な角度から現状を知っていただき、慎重に審議をお願いしたい。

(会長) 諮問内容に加えて、行政委員報酬についても審議ということなので、次回以降、忌憚のない意見をお願いしたい。それでは事務局から資料について説明をお願いしたい。

3 資料の説明について

(事務局)

(説明要旨)

- ・ 1ページをご覧いただきたい。市長から会長へ渡された諮問書の内容である。右側には委員名簿が掲載されているのでご覧いただきたい。
- ・ 審議会委員は豊田市附属機関条例に基づき、委員定数10名以内で公共的団体等が推薦する者、学識経験者、市民代表（公募委員）で構成している。
- ・ 市附属機関条例については、資料2ページに掲載されている。
- ・ 担任する事項としては、市長等特別職の給料の額、議員報酬の額、政務調査費の額に関する審議となっている。
- ・ 委員の任期については、諮問された期間が任期と規定されており、市長への答申提出までになっている。市長への答申は1月を予定している。
- ・ 市長等の給料の額、議員の報酬について、資料2ページから4ページを説明させていただく。市長等特別職の給料・市議会議員の報酬・政務調

査費についてそれぞれ条例で規定されている。条例は2ページから3ページに記載されている。

- ・ 給料、報酬とは別に期末手当を支給しているが、期末手当の支給月数については、この審議会の諮問事項になっていない。一般職の職員と同様、人事院勧告に準じて改正している。議員については、会議・委員会に出席した場合について通勤費として費用弁償を行っている。
- ・ 政務調査費については3ページから記載している。政務調査費は地方自治法の改正により、平成13年度から条例で規定している。議員の調査研究費の一部を補助することにより、政策形成能力の向上・議会の審議機能の強化を図ることを目的としている。条例第6条により現行1人当たり38万円、これを会派または議員に交付している。領収書を添付する報告書提出を義務付けており、使途基準については資料4ページにあるように研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報広聴費、会議費、事務費に限定している。
- ・ 今年度、政務調査費の使途を拡大して政務活動費とする旨の地方自治法の改正が9月5日付けで公布されている。市としても法の趣旨を踏まえ条例改正を検討するところであるが、まだ法律自体が施行されていないことや関係法令がまだ出ていないことから、本審議会では従来の政務調査費の額について審議いただくことになる。
- ・ なお、今後議会から要請がある場合は、新たな政務活動費について委員の皆様のご意見をいただくことになるのでよろしくお願いしたい。
- ・ 資料5ページ豊田市特別職、議員報酬、一般職の給料改定について説明する。市長以下、特別職と議員の給料及び報酬については、2年に1度改定することを基本としている。直近では、平成22年度に報酬審議会を開催し23年4月に給料改定をしたところである。特別職については平成15年度から据え置きの状態であった。平成21年12月、平成23年4月に一般職の人事院勧告に順じた引き下げに伴い、引き下げが行われて、議員報酬も同様に平成21年12月から議長・副議長・議員ともに2000円引き下げられたが、平成23年度の改定の際には、豊田市と類似の地方公共団体との均衡を配慮し、据え置きという結果が出ている。
- ・ 一般職については、民間準拠を基本とした人事院勧告に準じた改定を実施してきた。平成23年度の人事院勧告については、前年度に続いて引き下げの勧告がなされ、平成24年度は民間との均衡が図られていることで改定の勧告はされなかった。
- ・ 23年度の改定内容については、月例給については民間を0.23パーセント上回っているため、中高年齢層を中心に給料表の引き下げを行った。国は0.23パーセントという改定だが、豊田市では結果として0.27パーセ

- ントの引き下げという結果がでた。
- ・ このとき、事務次官等の指定職の給料は一般職の50歳代と同率の0.5パーセントの引き下げが勧告された。
 - ・ 6ページは、国の特別職の報酬等の改定状況である。平成24年4月からはおおむね0.5パーセントの引き下げがなされた。この引き下げ率については事務次官等の給料の引き下げ率を適用された。
 - ・ 7ページには、平成24年4月の中核市の人口規模別の特別職の状況を記載している。中核市を人口50万人以上、40万人以上、30万人以上に分類し、それぞれの区分の平均を見ると、人口が多いほど給料額も高いという傾向にある。豊田市は、中核市の総平均と比較すると市長は約27,000円高く、副市長においては51,000円ほど高く、教育長も平均よりは10,000円ほど高いという水準である。豊田市と同等の人口規模の中核市平均と比較すると市長は16,000円ほど高く、副市長は37,000円ほど高く、教育長は6,000円ほど高い水準になっている。
 - ・ 8ページは、中核市の人口規模別の議員の報酬の状況である。市長以下の特別職同様、人口規模に比例する傾向にある。中核市の総平均と比較して、豊田市は議長・副議長で約25,000円、議員で4,000円ほど高い水準になっているが、人口が同等規模である中核市の平均と比較すると議長で約8,000円、副議長で約4,000円、議員で20,000円ほど低い水準になっている。
 - ・ 9ページでは全ての中核市、特別職給料、議員報酬の月額順位を表している。豊田市の順位はおおむね平均かその上位にある。
 - ・ 10ページは、期末手当を含んだ年収ベースの金額の表となっている。特別職は年収ベースでは上位となっているが、期末手当の加算率が影響している。議員については平均的である。
 - ・ 11ページは、平成21年度から24年度の市長・副市長の給料の改定率を示したもの。この間に特別職の給料の改定を行ったのは中核市で13市あり、いずれも引き下げをしているが、ほとんどの市は据え置いている。なお、この間人事院勧告については毎年引き下げが行われている。
 - ・ 12ページは同じく、平成21年度から平成24年度の議員報酬の改定率である。改定を行った市は豊田市を含め11市であり、すべて引き下げを行っている。なお、ほとんどの市は据え置いている。
 - ・ 13ページは愛知県内の市長ほか特別職の給料の状況を表している。愛知県内では市長始めすべての職において上位となっている。ただし、市の規模、中核市か否か、愛知県内では中核市は豊田市、岡崎市、豊橋市3市が中核市となっており、中核市か否かで行政課題、需要、職務職責において違いがあるため単純比較はできない。
 - ・ 14ページは愛知県内の議員報酬の状況である。豊田市は愛知県内では最

高水準にある。県内全体では、人口 30 万人を超える豊田市・豊橋市・岡崎市・春日井市・一宮市という比較的規模の大きい自治体は水準が高くなっている。

- ・ 15 ページは、愛知県内の議員・市長等の月額の順位を示したもの。
- ・ 16 ページは、愛知県内の議員・市長等の年収ベースでの順位付けである。
- ・ 17 ページは、愛知県内 37 市の、平成 21 年から 24 年の間の市長及び副市長の給与改定率である。平成 21 年から平成 24 年 4 月の間で特別職の給与改定を行った県内の市は 24 市である。一部、引き上げを行ったところもあるが、ほとんどが引き下げを行っている。
- ・ 18 ページは、愛知県内 37 市の議員報酬の改定率である。平成 21 年 4 月から平成 24 年 4 月の間で、議員報酬の改定を行った県内の市は 24 市あり、一部引き上げを行ったところもあるが、ほとんどが引き下げを行っている。
- ・ 19 ページは、市長を 100 とした場合の、特別職各位の支給比率を年度毎に表している。
- ・ 30 ページは中核市及び愛知県内の議員定数の状況を記載している。

(会 長) 総務部長より諮問について、担当者より資料の説明をいただいた。何か質問、意見があればお願いしたい。

(委 員) 地方交付税を交付されている赤字の自治体と、豊田市のように交付されていない健全な自治体があると思うが、報酬とか期末手当に何らかの反映があるものか。交付税が渡されているとどこか削られるとか制約があるのか。

(事務局) 交付税の交付が特別職の給与、議員報酬へ直接関連する規定はない。それぞれの自治体で決めることになっているので制約はない。

(委 員) 特別職の給料だが、常勤の監査委員について、最終的に監査をして市長に報告すると思うが、監査委員のメンバーはどんな方が監査委員になるのか。

(事務局) 常勤と非常勤合わせて総数で 4 人おり、議会選出で 2 人、学識経験者で 2 人。

(委 員) 例えば行政の中から出るということもあるのか。

(事務局) 今の常勤監査委員は、市を退職された方が就いている。

(委員) 市を退職した委員は何人いるのか。

(事務局) 1人。

(委員) そのほか議員をやった方はいるのか。

(事務局) 議会から2名選出され、これは法令で決まっている。整理すると、常勤の監査委員は昔市の職員だった方が1名、非常勤の監査委員は市議会議員から2名と市とはまったく関係のない学識経験者1名、合計4名。

(委員) 豊田市は投資的経費というところが比較的高い。人件費については普通程度で、投資的経費が高いということは逆に少ないところはどこか。

(事務局) 投資的経費と経常的経費に大きく分かれてくるが、経常的経費は人件費、事業でいけば国債、豊田市でいうところの市債がある。こういう元利償還金も義務的な経費となってくるため、こういったところで豊田市以外の自治体であると税収のほとんどが義務的経費で消費されてしまう。豊田市は、比較的税収が落ちたというものの一定規模の税収があるため、人件費や公債費を除いてもまだ投資的経費に税を投入できる余力があるという状況である。多市と比べると他の経費が低いというよりも、投資的経費に充当できる余力がある。借金も比較的少ない状況である。

(委員) 政務調査費の件だが、豊田市は中核市の中で1番低い。21ページを見ると、使える範囲が2つ。実際、議員の方々が困ることや要望などはないか、備品など購入の費用はどこから出て、どう使われているのか。

(事務局) 使途、使い方は、4ページ基準にあるように、これだけは使えるが、特徴的なのが調査旅費と広報広聴費だが、議員からの要望としては議員の活動費、議員が独自に動く時の費用、車のガソリン代や電話通信費、こういったものが政務調査費でみられるといいという話は出ている。

(委員) 調査旅費で使えないということか。

(事務局) 使えない。そして備品購入について、必要なものが自分で購入できればいいこともあるが、備品は一定期間形として残るが、議員は4年に1度解散があり、いったんは誰の所有でもなくなる。後で始末に困る物は使わないようにしている。その代わり事務局として、議員がこういった物が必要だと申し出ることがあれば予算の範囲内で計画的に購入できることにな

っている。

(委 員) 予算でとはどういうことか。

(事務局) 机を一つ買うとか、あらかじめ予算として取っておいた物については、必要であれば買う。ただし、いきなりこれを買ってくれと言われても、予算がなければ購入できない。

(委 員) 政務調査費の調査旅費は、国内に限るのか。ずいぶん前に、アジアのほうへ行く議員とか、ヨーロッパとかアメリカとか見たことがあるが、今は海外とかの視察はないのか。

(事務局) おそらく見られたのは、3年ほど前だと思うが、議員の中で研究会等を作り、そこで海外視察等が必要かどうかあらかじめ研究し、或る年に行っておいたほうが良いと結論になれば、海外に調査団を送るということはやっている。ただ、リーマンショック以降、こういった景気の中で視察自体は悪い話でないが、まとまって議員が視察に行くということは一度やめておこうと取り止めてから現在まで行ってない。調査団であれば、一人120万円ほどの旅費。現在政務調査費の中では、国内旅行の中に限ると縛りをつけているが、海外視察の必要性についてはまだ研究しており、必要であれば政務調査費を使うというのも1つの手だと声は出ているが、条例を改正するところまでは議論が成熟していない。ただ海外と言われても38万円ではなかなか難しい。

(委 員) 豊田市は、他の市と比べてずいぶん差がある。特殊性があるというのが第1の感想だが、議員さんからはそういった要望は出ているのか。政務調査費を増やしてほしいという要望は。

(事務局) 毎回、要望はあるが、使途基準をかなり狭めているので、豊田市の場合は、領収書をしっかり付け、透明性を確保しているので、領収書がしっかり付かないものや対外的に説明することができないものは最初から認めないということで使途基準を作っているのだから、増やすと言っても、何を増やすかで使途を広げなければ難しい。そのひとつとして、前回広報広聴費を増やして、これからさらに使途基準を広げていくことで対応できたら。

(委 員) 使途基準が増えれば、経費も増えるという可能性もある。

(事務局) 報酬で使っていたものを、政務調査費が増えればそちらに充てることに

なる。どちらでやるのか。報酬を使うか、政務調査費を使うのかのバランスがある。

(委員) 今の質問だが、38万円ぐらいで何がやれるのか。単純に言うと、経済を見ていると国内だけでいいのかと思う。豊田市を見た場合、中小企業でも海外へどんどん進出している。現地で仕事をして、商談をまとめてきている。そういったことに議員が疎くて現地を知らないわけで、インドネシアで交通渋滞があると言っても、どういう状態かわからないが、行けば分かる。豊田市の企業が現地で物を納めたくても、交通渋滞でできない。そういうことを議員は知らないとする議員報酬、政務調査費はこれでいいのかと思う。

(事務局) 確かに38万円という額は、政務調査について十分足りているとは、作られた当初から思っていなかった。ただし、政務調査費は調査の一部に充当するというのが法の趣旨。基本は議員の報酬であり、さらに政務調査費も一部として使っていていいと定められたものであり、それに基づいての38万円である。報酬とはいえ、議員は自分の生活もあるので、調査にあまりつぎ込めない。したがって、政務調査費の金額や用途を広げたいという希望は持っている。

(委員) 日本だけがASEAN会議に外務大臣がいかなかった。事務官だけが少し行ったが、ASEANで話しがまとまらなかったと報道されていた。そんなことをしているから、日本経済において損で、ましてや豊田市としても損害である。物流についても海外へ行けば当然ビジネスチャンスがあるが、いろいろ問題がありどうするかとなった時、議員は行ったことがないから知らないとなる。現在は、私企業同士でやっている状況の中、政務調査費が38万円ではやれないのではないか。

(事務局) 現在、条例で38万円と書いているが、この場で議論いただければと思う。

(委員) 世の中グローバルに見ないといけない。それができていないと大変なことになる。それを見ていないとは、どういうことか。この中でロシアはどういった国かご存知の方はいますか。ロシアはすごい親日家である。みんなは、北方領土で文句ばかり言うが、全く逆で、現地へ行くと分かることもある。

(委員) そういう部分と、やっぱり共産国という独特の考え方もある。

- (委 員) 現実には市場主義になっている。非常に物が無いように見えるが、安くたくさんある。そういうことも議員に知ってもらわないといけない。いろいろ調査をして、それを行政へ反映してもらい、行政がそれで動いていく。失われた15年、20年はなかったはずだが、結果としてそういったことを招いた。宇都宮市は120万円、いわき市は132万円ついている。おそらくいろんなことで発展させようと思っているが、豊田市は、いかにもお粗末という感じがする。
- (委 員) 前回の審議会に出たときに、議員から海外研修とかそういった気持ちがないとの意見があった。いくらあげてもそれは使わないと、資料に自民クラブとか市民フォーラムとかあるが、市民フォーラムは全額使われてない。そういったところから見ると議員の方から、政務調査費を上げてほしいとか議会から出てくればわれわれとしても上げなければいけないと思うが、あげてもそのようなことは必要ないと言われればあげても意味がないと、先回もそういった議論があった。ただ、用途が2つしかないのだから、広範囲に使える用途を考えてほしいとかあればいいが、今はこれぐらいあればいいとか議員より声があれば上げていけばいいと思う。
- (委 員) やはり海外にはお金がないから行けないと聞いている。
- (事務局) 当然、声はある。用途についても、議員個々でみれば必要といわれる方もいれば、なかなか活動をやることができない役職についている方もおり、個々で差がある。最終的に年度を締めて1人当たり38万円が会派として使われているかはなかなか分からない。もちろんあるお金は有効に使いたいと思っているので、使途が限定されているから使わないということはない。
- (委 員) 議員は他の経費などで海外へは行っていないのか、セレモニーや同行などで。というのは、備品の購入については、他の自治体では政務調査費だけで購入しているとか、豊田市のように事務局経費で発注するとか、その当たりのバランスを見ないといけない。議員がどのようにお金を使うのか総合的に見ないといけない。
- (事務局) 年度の事務局費の中から、議員1人当たりどういう経費を使っているかどうかは資料を出していけると思う。海外については行っていない、個人的に旅行へ行っている方はみえます。平成19年のリーマンショック以前は行っていたが、市税が400億円一気に落ち込んだので、議員はこういう

経済状況の中で多額のお金を使うようなことは自粛したということ。今までのやり方ですと、1期4年の中の2年目3年目で行く。19年度から22年度の4年間で、20年度と21年度で海外へ行く企画はあったが、20年度だけで21年度は自粛した。今期については予算を計上している。

(委員) ぜひ思うことは増やして、できるだけ見聞を広めてもらう。チャンスがあれば、あるいは予算が許せば行っていただくように申し上げたい。

続けて、5ページには特別職の給料等の24年度改定額が書いてあるが、これは決まっているのか。

(事務局) 24年度は決まっている。今回審議いただくのは25年度のこと。

(会長) 政務調査費は別の会で審議できると思う。

(委員) 政務調査費の中で、議員に支払われる場合と、会派でやられる場合と説明があったが、自民クラブと市民フォーラムと公明党の中で、この3党は全て会派で処理されているのか。

(事務局) 会派には会派にまとめて支払われ、会派として行う調査と、1人当たりの調査旅費として支払われる取り決めもされる。

(委員) 会派の中で一人当たり目安として38万円は配分されるというふうに思えばいいのか。

(事務局) そのとおり。ただ、全ての議員が配分された金額を使うか使わないかは、その議員の役職等によってかなり変わる。

(委員) 個人個人の実績の把握は可能か。

(事務局) 会派の中では可能である。会派から提出されれば、提供することも可能。

(委員) 中核都市との比較というのは良く分かっていないが、例えば名古屋との比較はどうか。全体的に差があるのか、議員や市長は。

(事務局) 名古屋市の資料が手元に無くて承知をしていないが、人口で言うと豊田市は40万人都市で、名古屋市は200万人以上の都市になり、人口規模的には非常に大きな差があるため、あまり比較をすることが無い。資料として用意してないが、また、必要であれば資料は用意したい。

(委 員) 我々の世代でも議員をやっている人がおり、お金の問題ではなく心の問題だとは思いますが、我々の世代からすると、政務調査費もそうですけど、そういったものは今後を担って行く市議をやるには重要かと思うので、比較して低すぎても将来的に良くないと思う。

(委 員) 通常、類似団体の比較を行い、政令市は政令市と比較がされる。法律上決められた役割も違うので、単純比較はできないが、参考資料として必要であれば、政令市の状況も資料を出していく。

(委 員) 政令市の全部が全部と言うわけではないが、部分的にでも。

(会 長) 他はどうか。初めてなのでどんなことでも。

(委 員) 最初に事務局から言われたと思うが、追加審議について、行政委員の報酬とは、どんな委員がいるのか。

(事務局) 教育委員、農業委員、選挙管理委員、公平委員と監査委員、そういった方々の報酬である。もともとの裁判の起こりは、教育委員は定例会というのが豊田市の場合は月1回あり、他の都市も似たようなものと思うが、外から見てみると月1回で出ている人に月額で支払うのがおかしいのではないかという提起があり、裁判に訴えたと思われる。しかしながら、教育委員は例月会だけで、さまざまな場面でも活躍されているし、いろいろな相談もあるだろうと思う。それが妥当であるのかどうかはよく検討しなければいけないと思うが、そういうことも含めて委員皆様の意見を頂戴したいと考えている。

(委 員) 今までは、そういう方たちの報酬はどういうところで審議されていたのか。全然審議されていないのか。

(事務局) 審議されていない。

(委 員) 今回、初めてになるのか。

(事務局) はい、我々もどうしようかと考えた場合に、市民感覚ということも大変大切なので、2年に1度開かれるこの場で、皆様のご意見を聞いて一回案を練っていきたいと思っている。

(委員) これは答申書に附則意見として載せるものなのか、別なのか。

(事務局) 別のものになる。

(委員) これらの委員が、どんな仕事をしているのかが分からない。

(事務局) 次回以降に資料は出していくが、いつのタイミングで議論いただくのか、本題の議論がまず始まらないといけないので。運営の中でタイミングを図って、資料はできるだけ早く提供させていただく。

(委員) 政務調査費ですが、どんなものが使われているのか、市政情報コーナーで平成 23 年実績を全部見た。あまり重箱の隅をつつくようなことはしたくは無いが、参考までにお聞きいただきたいと思うが、新幹線を使うにしても自由席の方もいればグリーン車の方もいるし、宿泊費も規定では 16,500 円までは良いのだが、ビジネスホテルの代金で整理をしている人もいるし、結構バラバラである。処理の仕方が、それは会派別でも差があるようで、本当の市民感覚、我々のような貧乏人の目線から見るとやっぱりちょっと差があるなというのが正直なところ。報告も実際に行ったところを A4 一枚に同じ様式でやっているところもあれば、結構写真をつけてきちんとした報告書をまとめているところもあるし、報告の形もずいぶん差があるなど。ただ、それは実際に行ったことであり、議員活動にどうやって活かせたのかという目的の方が大事だと思うので、フォームにこだわることは無いかと思うが、活動の成果がどうやってあがっているのかというのは見えにくい。

領収書はきちんと付けていて、例えば三重県は 1 万円以上は領収書と決めているのに対し、事務用品からなにから全て領収書はつけているので、そこはしっかりしていると思う。

(事務局) それぞれの会派のやり方、そこに所属する議員のやり方により、報告書の書き方自体もかなり差があると思う。言われたとおりに行って来ましたが、報告しましたではなく、どう生かしましたというところが大切だと思っている。一見して分かるようになっていないというのはご指摘のとおり。

ご指摘の内容は持って帰って議長にも申し上げておく。あと、旅費等々のグリーン車の使用は、基本的には旅費条例に基づいて、グリーン車も利用できることになっているが、それを個々の議員がどう判断するかというのも会派である程度統一されており、それを一律どうしようというのは時間がかかる。

(委員) 議員は市民からの税金で報酬だとか政務調査費をいただいていると思うが、民間企業では、リーマンショック以降は、旅費についても、従来ビジネスで行けた人もすべてエコノミーでいくとか、相当旅費については削っている。条例があつていろいろ大変だとは思いますが、オール豊田市役所とかね、どうして行くんだということ、歳入もさることながら歳出をどう抑えていくのかという、そこをもう少し別の次元で考えるという必要があるのではないかと。ただ、報酬を下げてくださいと言うつもりも無いし、やっぱり視察行くにしても、どういう目的で行くのかということを経査すべきだと思う。

(事務局) 当然目的があつて行く。

(委員) 行きまただけの報告はおかしいのではないかと。

(事務局) 行く前には当然調査している。立ち会っているわけではないが。

(委員) 必要だから行かれたことは分かるし、行くところはそれなりに行政的に進んでいると思うが、民間では支出を抑えるために厳しくやっている。そういう方が報告書を見た時にどう思うのかという目線があるかなということと、逆の立場では、必要なものはもっと予算を取るべきだと思う、もっと必要なところもあると思う、38万円でできないところはもっと増やすべきだし、メリハリの付け方だと思う。

(委員) 政務調査費で処理しないと視察は行けないのか。そういう使い分けは分からないが、あらかじめ計画を立てて、いつごろに会派がグローバルの視点を養うために、しかるべきところに申請を出すことで、別の予算で視察を行うことができないかと。

(事務局) それが今までやってきたやり方で、できないことは無い。

(委員) 政務調査費の額はそのまま、本当に必要なことなら、グローバルの視点を養うためにどうしても行かなくてはならないということならば、あらかじめ経済状況や環境を見て、行くところはどこだと、本市のためになるなら、計画的に仕事はされると思う。あらかじめ予算を立ててそういうことでやるのは一つの方法ではないかと思う。

あらかじめ来年度に向けてこういうことをやっておく必要がある、予算を確保するやり方と、年度途中に発生したことをやろうというやり方もある。動きやすいような形を作ってはどうか。

(委員) 政務調査費の枠を広げると、訳の分からない使い方をされると思う、そういうことでなくても見聞を広めることはできると思う。

(委員) 少なくとも議員である以上、当事者意識を持っているはず。議員なら、立候補して、自分は市を良くしようと議員になったのだから、当然意識はあるはず。そうしたら、あちこち縛ってしまうのはどうかと。グローバルで生きていく以上はものを見たり聞いたりして、仮に目的が無くても、物見遊山で行く人はまずいないと思う。行ったことが生かされるかどうかは、ある程度時間軸で考えることは当然必要。今日、来年の政策に反映される場合もあるだろうし、反映されない場合もある。時間軸の経緯もある。議員さんは当事者意識をもっているのです、そういう報告がでてしかるべきと思う。いずれかの時期に反映されるという記憶だけ作っておいて、議会にだして行政に反映させると。ですから、あまりにきまりで縛るということが無い方がいい。

(委員) 私は、縛るつもりはない。出すところは幅を広げなさいと。あまりに政務調査費にこだわらずに、出してもいいのではないかなと。

(委員) 議員総体としてどれくらいお金が使えるのかと、みんなが見ることができれば良いのではないかと。京都府議会で海外調査に関する会議に参加した際、行くなら、せめて府民の前で報告会をしましょうという意見がでた。何かそんな手法を取り入れてもいいのではないかと思う。ここの会議ではそこまで踏み込めないが。

(委員) 報告会を開くにもお金がかかってしまう。

(事務局) お金をかけない報告会もあるのでは。

(委員) 交流館の利用もただではない。

(委員) いろんな手法があるかと思う。

(会長) 今日の資料で何か。あるいは自分で疑問に思っていて、こんな資料があればいいとか、この場で発言していただければ。

(委員) 民間ではベンチマークとする企業があるわけで、豊田市としてそこを参考にしよう、労働条件だとかターゲットを定めてはどうか。今回の資料は

豊田市他いろいろな都市が並んで書いてあって、大変結構だとは思いますが、豊田市として人事がターゲットとしている市がわかりにくい。少し狭めながら資料を作成したら見やすくなると思う。

(事務局) 豊田市がどういう都市をベンチマークとするか、市長に聞いてみないと政策的には分からない。たぶん、どこもベンチマークにせずに、自分の道を進むと答えるのではないかと思う。ただ、人事事務的には、こんな都市になってはいけないということはある。それは、きわめて人件費を高くしてしまうとか、使い方がゆるかったり、そういう市は少なくなっているが、全体ではなく、ここのこういう取り組みはいいなとか、そういったことは情報を集めながら、そこに近づけていくという手法は人事だけでなく行っている。人事上、人材育成みたいな部分は割りと独自性が発揮されているが、給与は人勸に縛られることが多い制度なので、独自性を発揮できず、ベンチマークするということが無い。

(委員) そういうことか。

(事務局) 人材育成や人事考課では独自性は発揮でき、中核市の中では人事制度は割りと進んでいると思っている。

(委員) この資料のまとめ方だと、どの位置にいることを見ないといけない、数字だけ縦にならんでいる。上位と下位を3つ書いたら、ずらっと並べるより見やすいのではないか。

(事務局) 参考にしたい。

(会長) それでは、質問も出尽くしたようで、今後何回もあるので、テーマに沿ってご意見をお願いしたい。

では、本日の議題の審議はこれで終わりとする。

<審議終了>